

第2回印西市補助金等評価委員会会議録

平成25年8月19日(月)
印西市役所4階 41会議室

開 会 13時15分

出席委員 藤澤進委員長、神沢學委員、関川弘和委員、深堀哲夫委員、増田葉子委員

担当課 (防災課) 小川課長、洞毛主査補、千葉井主査補
(都市整備課) 中澤課長、川島主査、山田主任主事

事務局 武藤課長、坂巻副主幹、鈴木主査補、稲富主事

傍聴者 1名

事務局 ただ今より、補助金等評価委員会を開会いたします。印西市補助金等評価委員会設置要綱第6条の規定により、委員長が会議の議長を行うこととなっておりますので、藤澤委員長よろしくお願ひいたします。なお、前回の会議におきまして会議は公開で行うことと決定しましたので傍聴席を設けております。よろしくお願ひいたします。

委員長 それでは議題の1、ヒアリングの進め方についてですが、まず各担当者から補助金の概要等について5分から10分程度の説明を受け、その後委員の皆様による質疑応答を行いたいと思います。質疑応答が終了しましたら、各補助金の今後の方向性について委員の皆様の意見を伺い、決定させていただき、各委員の意見につきましては、会議終了後2～3日を目途に事務局へ提出していただき、その後、私と事務局との間で委員会としての意見として取りまとめさせていただきたいと考えておりますがいかがでしょうか。

(異議なしとの声あり。)

事務局 会議録の署名について、委員長ともう1名の委員の署名を考えており、2名の署名をもって会議録の確定とさせていただきたいと思っております。委員については、順番ということによろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり。)

委員長 それでは議題の2、補助金の評価についてですが、まず防災課所管補助金の自主防

災組織活動助成金について要領よく簡潔に説明をお願いいたします。

担当課 自主防災組織活動助成金についてご説明いたします。自主防災組織につきましては、自主的な地域の防災活動を行うために町内会等を単位として組織した団体です。助成の内容は、それぞれ自主防災組織が行う防火防災訓練等の事業に要する経費を助成しているものでございます。経費の内訳についてですが、1組織年1回、基礎額一律1万円に参加人数に100円を乗じた額を加え助成しているものでございます。昨年度の実績としまして、昨年度末までに結成された77組織のうち57組織に対し、世帯数としては6,619世帯、総額1,231,900円助成したものでございます。自主防災組織の結成数、加入している世帯率については、年々徐々に増えていて昨年度末で77団体、市内全世帯に対しての加入世帯の割合は49.9%でございます。助成金については、平成6年度から要綱を定め、団体が設立し始めてきました。今後も東日本大震災の教訓からも公助には限界があることから、地域住民の自主防災力の向上をさらに図れるよう推進していきたいと思っております。

委員長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質問等ございますか。

委員 世帯加入率を広めていくということだと思いますが、目標はあるのでしょうか？

担当課 世帯加入率の目標ですが、昨年度整備しました地域防災計画の中で、約70%と設定しております。

委員 防災用資機材を助成しているが、どんなものにどの程度助成しているのでしょうか。

担当課 防災資機材の譲与という形をとっています。結成当初に必要な消火器・担架・救急箱・ヘルメット・腕章・誘導旗等、実際に災害時に必要な備品として使えるものを譲与しています。事前に申請する団体と地域性等もありますので、相談しながら必要な資機材を選定し、こちらで見積書を取り購入して譲与しています。

委員 前回の評価委員会の答申に対してどのような取り組みをしてきたのでしょうか。

担当課 前回の答申に対してであります。1つめの計画的な促進におきましては、地域防災計画に目標数値を掲げ、説明会や自主防災組織の設立に関しての出前講座等を行い、結成促進しているところでございます。予算的には年々5つの組織が設立されていくよう予算措置しております。備蓄等に対しての基準を示したらどうかという意見につきましては、防災資機材の参考例を示しながら各団体と協議しながら、購入するものを決めていきます。一定の期限を定めて終了すべきではとの意見に対しては本来自主的に運営できればいいと考えているのですが、まだ組織の設立を促進している段階です。

ので、今後も活動の維持、活性化を図れるよう継続的に助成しながら活動を推進していきたいと考えています。

委員 予算では77組織全体を組んでいて、実際には57組織ですが、毎年同じように全部できたらという予算の組み方をしていますよね。

担当課 予算は、年度当初に結成されている組織数に、結成見込数を加えて予算計上しています。

委員 毎年予算が余るという結果になっていると思うのですが、それはちょっといかがなものかと思うのですよね。今までの実績や目標値を予算設定すべきではないかと思うのですが。そうしないと毎年予算が余って、余ることを前提にしていると、予算のシビア性に欠けるのではないかと思われるので見直していただければと思います。

担当課 過去5年の実績を考慮しながら予算計上していきたいと思います。

委員 補助率の作り方はどのようなものでしょうか。他市と比べて安いのでしょうか、高いのでしょうか。

担当課 まず、基準額の1万円ですが防災訓練を行うにあたり、これくらい必要であろうというのと団体において世帯数が違いますので、世帯割を加えているものでございます。各団体には実績報告をあげてもらっていますが、どれくらい事業費がかかったかは出してもらっていないので、その中で収まっているのか、一般的にはそれ以上かかっていると考えていますが、確認できていないところでありまして、今後の課題であります。

委員 現況の補助金で何ができるのか見解を伺いたい。今後はどうするのか。このままいくのか。自主防災組織を作ったわけだが、どこに1番手がかかるのか悩ましいと思います。一般市民を組み込んでどのようにしていくのか伺いたい。

担当課 1つ目の補助の関係で消火器等の購入についてですが、初期に整備したものが古くなったとか、新たに必要なものがあると自主防災組織からそれに対しての補助はどうかというお話もありました。まだ、カバー率が50%くらいで新しい所を増やしていかなければならない状況ですので、まずそちらを重点的にやっていきたいと考えています。それと、市民の方にやっていただく事ですがどうしても行政に限界があると言われていた話でありまして、自助共助の自助の部分をこれから積極的にアピールしていったらそちらの方を充実していく計画を図っていこうかと考えております。

委員 自主防災組織の設立根拠について教えていただきたいのですが、市の予算措置上での根拠なのか、条例とか法令上での根拠なのか。

担当課 自主防災組織についての法的なものというのはないのですが、災害対策基本法の中でも、自主防というものの話がありまして、できるだけ自分達でできるものは自分達でやっていかなければいけないということで、改正された中でもそういう話がありまして、そういう観点からできているものと考えます。

委員 自主防災組織を立ち上げてもらうことは大事なことで、個人的な感想としては自主に任せていいのだろうかと思います。地域にリーダーになる人がいて声をあげてもらわないと立ち上がらない、事業もなかなかできないということがあると思います。目標を持って設立数が達成できないということもあるようですので、自主に任せて予算措置上だけでの設立根拠でやっていくのか、将来的なことを伺いたいです。

担当課 先程も申しましたとおり組織率は50%くらいで、千葉ニュータウン地区の方がかなり結成されてきていますが、既存の方は消防団だったり、自分の所でまかなえるというのがあるのか、なかなか積極的な所がないものですから具体的には今後そういう所を進めていきたいと思っております。

委員 同じ質問になってしまうのですが、やはり条例のようなものできちんと自主防災組織という法的な根拠を持って、自主に任せるだけでなく、強力に市が支援していかなければなかなか設立数も増えないと思いますし、消防団との関係も整理していかなければいけないですし、法的な根拠を整理していただきたいと思います。その時に補助金としての支出が適切なのかどうかという議論も必要かと思っております。将来的な話ですけど見解を伺いたいと思います。

担当課 条例化するかどうかは明言できませんが、少なくとも地域防災計画の中では具体的にうたっていますのでまずはそういうところから啓発していきたいと思っております。

委員 町内会とまったく同じ組織としてやっているところもあれば、独自の組織を作っているところもあると思うのですが、その辺は市としてどのように整備していきますか。別々の組織として整備していくということによろしいのでしょうか。

担当課 別々で必要性があれば立ち上げてもらっていますので、それでやむを得ないと思っております。町内会に入るのも自主判断ですので、町内会には入らないけれど自主防災会には入りたいという方がいらっしゃることも聞いていますので、どうしても母体がないと財源が大変かとは思いますが今のところ別々と考えております。

委員長 要綱の第3条に資機材がのっていいますが、補助率の規定がないのですがどうなっているのでしょうか。

担当課 資機材の譲与という形で行っています。金額としては50万円以内でやっています。県の自主防災組織設置促進事業補助金が50万円補助となっていますので、それに合わせて50万円としています。

委員長 印西には規定がないということですか。補助率についても根拠がないのですか。

担当課 購入するものについて、50万円以内の資機材を譲与している状況でございます。

委員長 自主防災組織にも大きな団体もあれば、小さな団体もあると思うのですが、同じ50万円というのが腑に落ちないのですが。

担当課 基本的には、立ち上げ時にお金がかかるということでの助成になっているので、大きいところと小さいところはあると思うのですが、組織の加入世帯数に関わらず一律50万円としていて、必要なものは自分達で補ってもらおうという考えです。

委員長 50万円だけ出して買うものは自分達で考えてくださいというのはいかがでしょうか。市として地域ごとによってどのような資機材が必要なかのガイドラインや、それを進めていくために補助率を流動的にしていくものだと思います。お金を出すだけでは補助金の政策的な進め方ではないと思うのですが。もう1点ですが、参加人数の確認はしているのですか。

担当課 まず申請の段階で参加者名簿を出していただいて、実績報告の際に実際に参加した参加者名簿を提出していただいて確認しています。現場には行っておりませんので、名簿で確認しています。

委員長 人数の確認できるものを出してもらっていない。言いなりに補助金を出していると思えないのですが。参加している方の全体が確認できる写真を出してもらった方がいいのではないのでしょうか。

担当課 今後は、人数が確認できるような写真を出してもらうように指導していきたいと思えます。

委員 市として自主防災組織にどれくらいのお金がかかっているのでしょうか。補助金の割合はどうなっているのかを聞きたいのですが。金額が適当かは難しいが、毎年14

0万円くらいかかっていますが、お金のかけ方がどれだけの効果があるのかわからなく、それならば全体をみるとか基準を作っていくとか、資機材の配置基準を決めていくとか、個別ではなくいくつかまとめてここにはこれくらいカバーしていくとか、全体の防災の計画をしっかりと立てていく方がいいのかなと思ったのですが、お金のかけ方、全体の割合を聞いてみたいのですが。

担当課 例えば、市で整備している防災倉庫とか、市の指定している31ヶ所の避難所に毎年水や食料を整備しています。その他に自主防災組織の活動に対しての助成で予算が140万円弱、組織立ち上げ時の備蓄品の整備が200万円。それと、市で整備中の防災倉庫や毎年備蓄品の期限の切れた分を新たに購入したりしています。

委員 24年度の組織数が77団体で、カバー率が49.9%となっていますが、これによしとしているのでしょうか。神戸の大震災の際に対策をしたことがあるのですが、想像を超えることがあったのですが、飲料や食料が行き届かない、生活用品の配布もできない状況でした。このような状況に少しでも対応できるよう、できるだけ100%になるように進めていただきたいのですがご意見はいかがでしょう。

担当課 それぞれ様々な事情があつてできない自主防災組織もあるかとは思いますが、毎年、各自主防災組織、町内会等に申請書を配布したりしています。これからは、もっと強く求めていこうかと思えます。それと、資料の説明なのですが、平成24年度で77団体、そのうち訓練をした団体が57団体で約74%位、例年8割前後の団体が訓練を行っています。49.9%というのは、訓練とは別で、市内全世帯に対しての加入世帯数になりますので、約半分の世帯が加入していることになります。

委員長 他に質疑はありませんか。無ければ以上で質疑を終了いたします。ありがとうございました。

委員長 それでは次に少年消防隊運営補助金についての説明をお願いいたします。

担当課 少年消防隊ですが、総務省から昭和25年に少年消防クラブの発足、子供達にも消防活動をさせたいというものだと思うのですが通達がありまして、こちらを受けて昭和38年から小林少年消防隊の活動がされています。こちらの運営の補助をしているわけですが、資料の調書の補助開始年度には平成17年度と書いておりますが、実際には歴史の深い少年消防隊ですので、どれくらい前からの補助なのかははっきりわからないのですが、現在の要綱の開始年度を記入させていただいております。少年消防隊ですが、小林小学校のみになってしまうのですが、児童の防災意識の向上、市民への啓発活動を図ることによって、地域における防災意識の高揚につながり減少している消防団の確保にもつながることを目標として年間10万円を限度として事業活動

に必要な需用費、役務費、交通費等を補助しています。年度当初に小学校から隊員の名簿、事業計画を提出していただいて、内容を確認して補助金を交付しています。事業終了後には会計報告をしていただき補助金の使用について確認をさせていただいております。

委員長 説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。

委員 対象が小林小学校だけだと公平性に欠けると思うのですが。それと少年消防隊運営補助金を出す目的ですが、目的の達成のためには他の方法もあるのではないかと思います。今の説明だと今までやってきたからという結末が出ていますよね。もう少し工夫をしなければ、本当に役に立っているかの証明が市民にできていないのではないかと思います。更なる効果の拡大が期待できる、意識の向上と書いてありますが、こういうふうにしか書けないのでしょうか、なぜ拡大していくのかという感じがします。防災は重要ですので、防災のために補助金として市民の税金を使うのであればもう少し他のことに使った方がいいのではないかと思いますというのが私の意見です。

担当課 少年消防隊は、現在小林小学校のみですが、目的としまして防災教育と市民への啓発が柱になっていると思っています。小林小学校の少年消防隊の活動としては、夏休み前後での操法の訓練と運動会での披露における市民へのPRを行っています。防災教育という観点と今回対象となっているのが市内の小学校の児童で構成されているものを対象としていますので、今後教育委員会とも話し合いが必要かと思っています。消防隊という活動の1つに小林小学校のような少年消防隊のやり方もありますし、それ以外でもよそでは様々な形での少年消防隊の活動をしていますので、今後はそういうのも含めて見直していくのが課題かと思っています。

委員 消防隊冬制服の購入代が1着1万5千円かかっていますよね。特別な人にだけにそれをしているけれども、普通の消防団員と同じ材質のものなのですか。実際に教育ということでお金を使うのであれば、もっと広い範囲でいろんな人が参加できるようなやり方を考えてほしいと思うのですが。

担当課 今回の購入につきましては、劣化してしまったものですから購入したのですが、どうしても特殊なものですから1万5千円くらいかかってしまいます。活動の内容で必要なものも出てくると思うのですが、少年消防隊も活動する際に消防服を着て操作するものでありますから必要ということで購入させていただきました。今後、他のものでどのような活動をするかということですのでけれども意見をいただいたことについて配慮していきたいと思っています。

委員 構成人員がわずか13名で行われていて、延々と続いてきた歴史があるのでしょうか

けど、昭和38年から50年近く続いているわけですから、私の理解では少年消防隊が放水訓練をやって大人に対する啓蒙になるという解釈だと思うのですが、これが今どき成立するかということちょっと難しいのではないのでしょうか。他の小学校がなぜ手を出さないかということも考えないといけないのではないかと思います。50年経ってどれほどの成果があったのかということ問われると口にはできないのではないのでしょうか。自主防災組織でやっている消火訓練等を子供達にやってもらった方がよっぽど効果があり、周囲の大人達も消防の大切さがわかるのではないかと思います。したがってこの10万円はもったいないお金ではないかと思います。

担当課 小さい頃から消防の活動を認識して、消防団員に入る子がいるということはあるがたいことだと思っております。ただ、それが限定されてしまっている状況であります。小さい頃から消防団の仕事をPRしていくのは防災課としての仕事だと思っております。委員のおっしゃるとおり活動が限定されていてどれだけの効果があるかと言われるとまだPRが足りないのかなと思っております。活動内容も含めましてこれからきちんと話し合っていかなければいけないと思っております。消防だけでなく防災教育という観点からも小さい頃から何かやっていくというのは必要ですので、そういうことも踏まえて考えていきたいと思っております。

委員 現時点で50年以上経っていて小林小学校以外広がっていないということで現状を確認すべきだと思います。他の小学校に広げていくにはどうしたらいいのか、これを考えていくときに消防団の存在をもう一度考え直していかないとなかなか難しいことかなと思っております。子供の頃から大規模災害の時に救助等を行っている消防団の存在を知るといことは大切だと思います。もっと市民が知るように広げていくにはどうしたらいいのか、今のやり方でいいのかを考えていかなければならないと思っております。10万円を無駄にならないようするにはどうしたらいいのか、消防団の組織そのものともに考えていかなければいけないと思っております。将来的な展望を伺いたいと思っております。

担当課 消防団は水防も含めて様々な活動をしています。年々減っている消防団をなんとかきちんとした体制にしたいと思っております。その1つとして根底になるものが小さい頃からの周知であると考えています。

委員 前回の評価委員会の答申で廃止すべきとの意見なのに、廃止していないのは何故なのかがわからないのですが。この補助金がなくても存続できるのではないかと思います。どうして廃止しなかったのでしょうか。子供の教育のためにというのはわかるのですが、防災教育というのがどうあるべきかを根本から考えていかないといけないと思っております。こういうやり方が良いのであればどんどん広げていくのもありだと思いますがどうなのかなと思っております。毎回このような議論をしているのであれば、一度廃止してもいいと思うのですが。

担当課 前回の答申の中で補助事業としては廃止すべきとの意見だったのですが、少年消防隊が啓発を担っていますので、他の学校でも少年消防隊のような同じ活動をするにこだわっていませんけれども結成することが望ましいと考えています。東日本大震災以降ですけれども防災教育の重要性というのもうたわれています。補助形態を変更した場合でも事業が衰退することはないと考えていますが、どういうふうにするかというのが1番問題かと思います。今までは小林小学校少年消防隊しかなく、やっている内容も今までずっと同じで啓発の仕方も同じ、教育内容もほとんど変わっていないので今後どうしていくか、どういう防災教育をしていくか、そのきっかけには少年消防隊が有効であるのかなとは思いますが、教育の一環で行うということで平成25年度予算の際に教育費でという話もあったのですが進んでいない状況です。そういうことを含めてどうしていったらいいか探っていきたいと思っています。

委員 少年消防隊が有効であるとおっしゃったのですが、本当にそうなのでしょうか。少年消防隊は必要かもしれないが、やり方が違うのではないかと、現実に活かされているのかなと思います。

委員長 繰り返しになるかもしれませんが、少年消防隊の推進の意味ですが、消防団員の確保に意味があるのか防災教育に意味があるのか、その辺の整理がされていないかと思っています。小学校で操法大会をやったからといってストレートに消防団になる人はそんなにいないかと思っています。消防団員の確保については印西市だけでなく全国的な問題でありますけれども、もっと別の角度から考えた方がいいのではないのでしょうか。少年に消防団の活動をさせて消防団の確保につながる1つのスパンというのは時代錯誤だと思います。消防の操法の訓練を繰り返すよりは防災教育を徹底する方がこれからの防災教育の在り方ではないかと思っています。

担当課 地域防災計画に防災教育がうたってあるのも震災以降の対応が重要であるということがあります。委員長のおっしゃるとおり少年消防団をやったから必ず消防団に入るかはわかりませんが何かのきっかけになるかと思っています。主たるものは防災教育という形でやっていくべきかとは思っています。操法にこだわらず在り方を考えていきたいと思っています。

委員長 先程、服代が1万5千円というお話でしたが、毎年作り変えているのですか。普通であれば10年くらいもつように思いますが。

担当課 前回のものがいつ購入したか不明だったのですが、そうとう古くなりまして購入したものです。通常は毎年クリーニングに出して使い回しております。

委員長 それでは、引き続き消防団分団部運営交付金について説明をお願いします。

担当課 消防団分団部運営交付金についてご説明いたします。こちらにつきましては印西市消防団の分団部ということで、現在消防団の中には本部、各分団、部で構成されております。交付金は、消防器具庫を持ち、消防車両を維持管理している部に対して、運営交付金として年間14万円を交付しております。運営交付金の交付対象となるのは、消防機械器具等の維持管理費ということで、例えば消防団の車両に積載しているポンプのガソリン、オイル交換等や、機械器具庫の器具の点検整備、消防操法訓練事業における消耗品等が交付対象となっております。簡単ではございますが説明は以上です。

委員長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質問等ございますか。

委員 消防団の活動ですが定期的に機械を動かすことが重要で、そのためのメンテナンスについて固定経費がかかるという認識でよろしいのでしょうか。

担当課 お見込みのとおりです。

委員 事業実施報告書ですが、墨で消されている部分がありまして、内容がほぼ同じと思うのですが。

担当課 墨で消されている部分については団員の個人名ですので墨消しさせていただいております。訓練結果等の欄につきましては、定期的に器具庫、消防自動車、ポンプ、防火水槽等の点検結果を報告させていただいております。こちらにつきましては団員が器具庫に集まって、器具庫内に異常がないかの確認、最近では発電機等機材が盗まれる事案が多発しておりますので、定期的な点検は欠かせないと考えております。また、ポンプ自動車、積載ポンプにつきましても、定期的に運転を行い、ポンプが規定圧力できちんと作動するか等の確認をする必要がありますので、水利を使用して点検を行っていただいているところでございます。

委員 会計報告の資料についてですが、この内容をみると何に交付金を使ったかがわからないのですが、具体的に何に交付金を充てているのでしょうか。

担当課 交付金の実績報告に会計報告の提出をお願いしておりますが、交付金を充てた品目までは把握しておりません。交付金を使用するにあたっておかしな支出を行わないように市といたしましては補助金の手引きというものを作成し、このような費目に交付金を使用してくださいといった指導をしております。こちらにつきましては、事前にいただいた神沢委員の質問書3のQ2に手引きから抜粋したものを記載しております。

委員 そうすると各部の詳細な支出は確認されていないということですね。例えばこれももし飲食費等に使用されていても市としては把握できない、手引き等で指導をしていても、そのとおりにやってくれているかどうかは分からないということだと思のですが、公金になりますので果たしてそれが適切な使い方かどうか、消防団だけが特別というわけではないと思うのです。そうすると果たして交付金という形でこういうものを続けていくことが適切なのかということになる。消防団に公金を支出することは仕方のないことだと思いますが、その支出方法が適切かどうか、この書類のやり取りを見ていると申請、請求書のみで14万円を支出しているわけで、予算的にこういうことにいくら使います、といった予算書を分団部ごとに提出を求めているわけでもない、少なくともこういったことに交付金を使うといったことを予算書で各分団部に提出させるといった努力を市がすべきではないかと思えます。そういう意識付けをしていかないのであれば、この交付金の支出自体に反対せざるを得なくなってしまいます。非常に大事な組織であるので、そういったところをしっかりとやっていき、市民に対して透明性のある形にしていきたいと思えます。先ほどの少年少女消防隊でも意見が出ましたが、操法の訓練だけで消防団が終わってよいのか、ということがあると思えます。大災害等に向けてもう少しシフトしていくような組織づくりをしていかなくはならない中で、今回いただいている第1分団第1部の会計報告の中で、災害ボランティアへの支出がゼロとなっていますが、災害ボランティア育成のために積極的に団員を出していただいて、その交通費などを補助していったりするなど、団としてももう少し大規模災害にシフトしていくことを考えてもらいたい。そのためには市がもう少しきちんと交付金の使途を把握する必要があると思えます。その点について、担当課の説明をお願いします。

担当課 ご指摘がありましたように、市が各分団部の詳細な支出について確認ができていないということは事実でございます。本来、消防組織法の中でも消防団に要する経費は市が負担するというようになっており、その交付金の中で修繕等を行っているわけですので、分団部に対し予算の提出や実績報告での領収書の確認などを行っていくよう、消防団と調整を行いながら改善していきたいと考えております。

委員 資料の中で事業実施報告書がたくさん束ねてあるのですが、書き方が良くないのかもしれないかもしれませんが、訓練結果等で「特に異常なし」としか記載されていないと、これは細かい話で本論ではないと思うが、ほとんど意味のない報告書ではないか。団員の名前は書いてあるが、あとは日付を変更しただけで本当にやっているのかと疑われてもしょうがないような内容だと思うので、これは見直しが必要だなと感じます。それから補助金で支出している部分とそうでない部分があると思うが、その費用分担方法についてお伺いしたい。

担当課 交付金で交付している部分とそうでない部分ということですが、事前にご質問のあ

った神沢委員の質問の中に記載してございますが、交付金として支出するものについてはQ2の交付金の支出用途に記載のものが交付金としての部分で、その他団長以下各消防団員については、条例第10条に基づき、団員個人に対し年額の報酬を支給しております。

委員 確認だが、手当についても交付金の中に含まれているのか。

担当課 手当については有事発生時に団長が招集した場合には出動手当として別に支給がありますが、この交付金で支給対象となっている定期点検手当については、各分団部が自主的に点検を行ったときに必要となる経費については交付金に含まれております。

委員 役員報酬は市の予算に含まれてるのか。

担当課 お見込みのとおりです。

委員 市の予算費目はどの費目になるのか。

担当課 報酬費となります。

委員 一般の市職員と同じような形で予算計上されているのか。

担当課 一般市職員と同じではなく、消防費という費目の中に計上しております。

委員 市の消防費の中に計上している予算とこの交付金のすみ分けは、基本的にどのようなところすみ分けを行っているのか。

担当課 消防団に要する経費は大きく3つございまして、まず団長以下各消防団員個人に年額で支払っている報酬、それから火災等で消防団長の命により活動する場合に支給される出動手当、この2点は市の直接予算として支払っているものでございます。

もうひとつがこの消防団分団部運営交付金でございまして、分団部の中で活動するにあたって、簡単な消防小屋の修繕やポンプ車等の修繕、そういったものを行うために交付しているものでございます。

委員 消防機械や消防車自体は市の所有物なのでしょうか。

担当課 市の所有物となります。

委員 市の所有物とすると、当然そのメンテナンス費用が発生すると思うが、その費用は市が支払うべき性格のものだと思うが、それを交付金という名目で支払っているというのは、こういった考えで支出しているのか伺いたい。

担当課 消防自動車の燃料費や器具庫の電気料金等については市の予算から直接支払いを行っていますが、それ以外に例えば器具庫の電球の交換や器具庫の物品が破損した際にすぐ修繕を行わないと火災等有事の際に即応できないことから、そういった日常点検に必要な経費を交付金として支出しております。

委員 その辺の区分けをはっきりさせることは難しいのだろうか。基本的に市の所有物なので、メンテナンス費用は全て市で賄うべきものではないか。それを交付金という名目で支出することは基準としてはっきりしていないのではないかと感じる。

突発的に発生したものについては、団員が店に行って必要なものを購入しているということか。

担当課 お見込みのとおりです。

委員 個々に購入するよりも一括してまとめて購入したほうが単価は当然下がるし、ガソリンについてもまとめて契約したほうが2～3割単価が下がることがある。市で出すべき費用と交付金として適当な費用を整理する必要があるのではないか。本来自分たちで行うべき財産のメンテナンスを消防団に業務委託しているような感じがする。業務委託で割り切るというのも一つの発想だが、集中購買という、要求は消防団が行い、それを取りまとめて市が発注するほうが、よほど経費削減になるのではないだろうか。各分団部が使用している物品に大差はないだろうから、市で仕様を統一し、一括で発注することで少しでも経費削減を図るべきであろう。

それから手引きを作成しているようだが、そちらの内容も精査していただきたい。私個人としては消防団活動は非常に重要と考えていて、強化していくべきと考えている。災害があった時に迅速な消防活動ができるようなものにこの交付金を廻すべきだと。そのためには日常的な整備点検に使っている費用を極力コストダウンし、手間をかけずに自動的に消防団の手に入るような環境にしていく。それから修繕についても壊れてから直すのではなく、予防整備、定期整備をするほうが安上がりになるのではないか。いずれにしても、もう少しそういった費用を組織的に行ったほうが効果的になるというのが1点、もう一つはQ3に書いてあるとおり、各分団の構成人数は異なるのに、一律14万円というのは果たして本当に効果的なものか、各地域の特性等を勘案して、差をつけるといったら語弊があるかもしれないが、必要などころには必要な経費を支払えるような仕組みに変えていってはどうかと思う。一律14万円というのは時代にふさわしくないのではないかと思うので見直してはどうか。

担当課 委員からご指摘ありましたように、まだ各分団部が何に使っているか分からない状態でございますので、修繕にかかる経費や消耗品にかかる経費等を精査したうえで、考えてまいりたいと思います。

委員長 論点は出尽くしている感がありますが、改めて確認しますけれども、常備消防の場合は一部事務組合でやっているが、消防団に関してはどのような扱いになっているのか。

担当課 常備消防については一部事務組合で、消防団については印西市として行っております。

委員長 例えば隣の白井市や栄町で火災があった場合に出勤した場合の出動手当はどうなるのか。

担当課 近隣の白井市、栄町で火災が発生し、当該市町から応援要請があった場合には、消防団長から出勤命令が下りますので、市として団員に対し出動手当を支出することとなります。

委員長 私自身は金額的に多いとは思っていない、基本的に消防団はボランティアでやっているから、その活動に対して補助を行うという考え方でやっていると思うが。

担当課 現在14万円の交付金で不足があるかないかわからない状況ではありますが、担当課として機械整備に年間これくらいの経費がかかるだろうということをお願いしているところです。非常勤の特別職公務員といいながらも、どちらかというとボランティアでやっていただいているというところですので、委員ご指摘の点を踏まえながら、消防団活動に支障のないようにしていきたいと考えます。

委員長 他方で、町内会等に寄付を求めている分団部もありますが、そのように個別に部の維持経費を求める方法が良いのか、或いは市できちんと必要な経費を手当てするのが良いのか担当課としてどう考えているのか。

担当課 担当として想定しているものは、運営していく上で必要な最低限のお金で、14万円という額を交付しております。町内会のほうで支援金のような形で支出することは考えておりません。あくまで自分たちの消防器具庫や消防団事業に活用していくために必要な経費のみということですが、ただ、地域の行事等にもかなりの頻度で消防団が参加していると思いますので、そういったものに参加する場合には町内会からいただいたお金を活用しているのだろうとは考えております。

委員長 そういったところは当局は関知しないので、消防団独自にやりなさい、自助努力をしてくださいということか。

担当課 事務局としては積極的にそういう話はしませんが、今まで元々町内会と地区の消防団ということで、昔からやっていたいただいているところです。

委員長 常備消防だけでカバーされている地区と、消防団もやっている地域があって、常備消防だけの地区は消防署がやってくれるからいいよ、消防団がある地域は町内会も頑張って消防団を維持していこうというのは不公平感があると思うが。

担当課 いざ火災が発生した時に常備消防は火を消した後、次の火災に備えて署に帰ってしまい、2～3時間後にもう一度巡回しにくるといった程度で、それまでの間は消防団が鎮火した後再燃しないよう確認のために残るということを各担当地区で行っております。そういった意味で、大変な労力で、消防団の火災出動の際には市から手当てが出ますが、それ以外にかかっているものは地元からの負担金で賄っているのかなと思います。

委員長 私としては必要なものは出したほうが良いと思っているので、むしろ実態調査を行って、現実に必要な経費をきちんと市が負担すべきと考えます。その必要な経費が賄えてないので、地元の町内会等が負担している現状があるのだと思います。

担当課 まずは各分団部でどのようなものに交付金を充てているか把握したうえで、必要な経費を精査してまいりたいと考えております。

委員 今のやり取りを伺っていて、やはり14万円という金額の使途について、領収書をきちんと揃えて、交付金額が適正かどうか、市民に対する説明という意味でも、監査という意味でも把握する必要があると思います。そのうえで、かかる経費については、適切に交付することが必要だと思います。その点は如何でしょう。

担当課 市の交付金として支払いをしている以上、少なくとも使われている経費の内容を事務局として把握しておく必要があると思いますので、領収書につきましては必ず確認を行うような形に改めてまいりたいと考えております。

委員長 これで消防団分団部運営交付金のヒアリングを終わりたいと思います。ありがとうございました。

それでは、防災課所管の3つの補助金について、委員会としての今後の方向性を決定したいと思います。初めに自主防災組織活動助成金についてですが、順次委員の皆様の意見を伺いたいと思います。

委員 私は、見直しという意味を含めて縮小して継続です。

委員 私は、現状維持で継続です。

委員 私は、拡大して継続です。拡大して、万が一の際に備えるということです。

委員 私は、整理統合です。整理統合といっても縮小するという考えではなくて、後ほどの補助金評価で出てきますが、町内会の補助と併せて考える必要があると思います。そのうえでこの補助金については整理統合し、内容としてはむしろ拡大すべきものと考えます。

委員長 私は、見直しをお願いしたいと考えています。方向性としては現状維持で良いかと思いますが、補助の根拠規定等を整理してもらいたいと思います。

では、委員会としての今後の方向性についてですが、拡大して継続で、一部見直しをお願いするという形とさせていただきます。少数意見については、委員会の意見に付帯意見として記載することとします。

委員長 次に、少年消防隊運営補助金についてですが、委員の皆様の意見を伺いたと思います。

委員 私は、廃止です。

委員 私も、廃止です。

委員 私も、廃止です。

委員 見直しは必要であると思いますが、なくすことは良くないと思いますので、縮小して継続です。根本的な事業の見直しが必要であると思います。金額的には縮小が良いかと思います。

委員長 私も、廃止です。ですのでこの少年消防隊運営補助金については、委員会としては廃止の方向性とし、少数意見に〇〇委員の意見を付帯意見として記載することとします。

委員長 次に、消防団分団部運営交付金についてですが、委員の皆様の意見を伺いたと思います。

委員 私は、拡大して継続です。

委員 私は、現状維持で、内容について見直しを希望します。

委員 私は、現状維持ですが、現行の組織の見直しを条件としたいと思います。特に会計報告などの不透明な部分について改めるべきと考えます。

委員 私は、廃止でお願いします。現状維持と言っているとなかなか改まらない部分があると思いますので、一度廃止して見直す必要があるのではないのでしょうか。この補助金について廃止すべきということではなく、一度ゼロの状態にしてからということです。

委員長 私は、拡大して継続する方向でという考えですが、交付基準については見直しが必要かなという考えです。

それでは消防団分団部運営交付金については、委員会としては拡大して継続するとし、少数意見はそれぞれの意見を付帯意見として記載することとします。

委員長 それでは、印旛中央土地区画整理組合設立準備委員会補助金について説明をお願いします。

担当課 それでは印旛中央地区区画整理事業の説明をいたします。

初めに、この地区で進めております土地区画整理事業についてご説明いたします。土地区画整理事業は、土地区画整理法という法律に基づいて行われる開発手法の一つになります。土地区画整理法では、土地区画整理事業は、都市計画区域内の土地について公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図る為に行われる、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業と定義がされております。簡単に言いますと、道路や公園の整備改善や新しい道路や公園などを作ったり改修したりして、あわせて土地の形状も良くしようとする事業が土地区画整理事業でございます。

それでは印旛中央地区区画整理事業の説明をいたします。

この事業につきましては、印旛日本医大駅圏におきまして、千葉ニュータウン区域並びに日本医科大学千葉北総病院と一体となりました市街地形成をめざした、計画面積約95ha、事業費約170億円の組合施行（この地区の地権者等が集まって土地区画整理組合を設立して行う）による土地区画整理事業でございます。

説明用の資料をご覧ください。この資料は、表紙の一番初めになりますが、業務代行者の募集に先立ちまして、事業計画の具体的な可能性や業務代行者の参画条件等の検討を行うことを前提として協力をしていただく会社としまして募集をし選定しました、日本国土開発（株）、清水建設（株）、（株）ベイシア、（株）カインズの4社の事業協力者からの提案により、企業リサーチ用の資料として使用いたしましたものでございます。表紙の下に地区周辺の環境として、印旛日本医大駅・日本医科大学千葉北総病院・千葉ニュータウン「いには野」地区、今後の可能性として、北千葉道路の

開通を載せてございます。次ページに土地利用の一つの提案等を載せてございます。最後のページが、事業の概要、主要な経緯を載せてございます。

主要な経緯からご説明いたします。資料の最後のページになりますが、主要な経緯を参考として下さい。

事業の経緯につきましては、そちらには記載しておりませんが、平成2年に、まず、旧印旛村、住宅・都市整備公団により、関係権利者に対しまして意向調査を実施しました。その結果、全権利者約280名がおりますが、約82%の権利者の方々から開発についての賛成が得られましたので、平成4年度から6年度にかけ、住宅都市整備公団、現UR都市再生機構により、用地買収が行われております。この用地買収ですが、計画面積約95haに対しまして約50%である46.1haの土地を購入しております。この結果を受けまして、平成9年5月に公団施行による土地区画整理事業として、市街化区域編入、用途地域の指定、土地区画整理事業といった都市計画決定がされております。その後、平成13年8月に都市再生プロジェクトといたしまして、成田新高速鉄道、北千葉道路が決定され、平成17年12月に都市計画決定がされております。

このように、開発に対するこの地域のポテンシャルが高まってまいりましたが、平成19年7月にUR都市機構の第三者機関である事業評価監視委員会が開催され、隣接する千葉ニュータウン内での大量の販売用地を今後も処分する必要があること。そしてまた、平成25年度までに工事完了が見込めないとの理由によりまして、UR都市機構により、事業が中止となっております。しかし、事業評価監視委員会では、村及び地元の開発して欲しいという意向や地域のポテンシャルを踏まえ、開発を前提にUR都市機構以外の施行者の可能性を探ることから、UR都市機構はその事業化に向け一定の協力を行うこととされて、現在に至っております。

そこで、当時の印旛村としましては、平成19年11月に権利者約280名の方に対しまして、アンケートにより意向を確認したところ、回答して下さった方々の内、約80%の方が開発について賛成となったこと、そして、土地区画整理区域を横断する成田新高速鉄道の平成22年度開業、北千葉道路の平成20年代半ばの供用開始など、この地域の開発のポテンシャルが高いことから、UR都市機構に対しまして、印旛中央地区における事業化の推進への協力依頼をし、その結果、事業化についてUR都市機構から協力するとの回答がありましたので、平成20年6月に民間事業者の協力を得て事業化の可能性の検討を行うことを目的に権利者10名と旧印旛村、UR都市機構で事業化準備会を発足しております。

そして、平成21年度、村は印旛中央地区の基本計画を作成するとともに、権利者の方々の合意形成といたしまして、組合施行の土地区画整理事業を行うことについて、概ね9割の方の仮同意を取得したことによりまして、平成21年12月に権利者10名の委員によって構成される組合設立準備委員会が結成され、既に提出しております、補助金等調書の1の補助金交付の目的に記載させていただいておりますが、旧印旛村に対して、土地区画整理法第75条に基づく技術援助申請、これは、組合を設立しよ

うとする者又は組合は、市町村長に対し土地区画整理の施行の準備又は施行のために技術援助を求めることが出来る。と言う規定に基づきまして技術援助申請が提出され、受理をしております。これにより、平成22年1月に旧印旛村とUR都市機構とで業務代行者が決定するまでの間の事務局運営、調査費等の経費についての助成など、役割分担についての確認を行っております。

そして、平成22年度からは印西市として、準備委員会の事務局運営の支援や調査費等の経費の補助金の交付を行っております。

次に、現時点での土地区画整理の土地利用をご説明いたします。

見開きのページを開いてください。まず印旛中央地区の位置でございますが、印旛日本医大駅東側約1kmから1.5kmの位置にあります。住宅地といたしましては非常に良い距離に位置しております。右側に土地利用計画の案を示しております。住宅系は一般住宅系、黄色く示した部分約29ha、保留地となりうる部分は、印旛日本医大駅に近い部分に配置を考えております。他の一般住宅は、自然共生型住宅用地として配置し、一区画の宅地面積を広く考えられることとしております。ピンク色で示しました商業系約9haを成田方面からの車のアクセスの良い東側南に配置し、紫色の工業・業務系約25haを北千葉道路からのアクセスの良い東側北に配置しました。なお、この土地利用計画につきましては、今後事業協力企業、権利者の意向などを事業の進捗により変更、修正がされるものであり、決定したものではありません。

次に、進捗状況でございますが、平成22年度事業として、準備委員会で発注をしました業務は、①準備委員会の運営補助（準備委員会資料及び会議録作成、準備委員会たより作成及び発送等）、②事業協力者募集業務、③事業推進上の課題の整理業務、④細部測量業務、⑤軟弱地盤対策調査業務、⑥現況図のデジタルマッピング化という業務を発注しております。そして、先ほどもご説明いたしましたが、事業協力者募集業務、事業推進上の課題の整理業務の中で、業務代行者の募集に先立って、土地区画整理事業の豊富な経験を有し、核となって事業を推進する可能性のある事業協力者として、平成22年11月に日本国土開発(株)、清水建設(株)、(株)ベイシア、(株)カインズの4社を選定し、土地区画整理事業の可能性の検討、業務代行者の参画条件等の整理を行っております。

この結果、事業区域が95haと大きく、組合区画整理事業の事業成立のための事業収入は保留地処分金によることから、大量（約35ha）の保留地処分が必要となります。このため、その保留地の購入者の確保が必須と言う結果になっております。

平成23年度は、課題となりました「保留地購入者の確保」を行うため、事業協力者から提案のありました土地利用計画の検討や事業費削減方策として軟弱地盤改良工法の検討を行い、保留地購入者確保のための企業リサーチを行いました。

しかし、95haを施行出来るだけの保留地処分が見込めなかったことから、事業協力者から土地利用上の計画として植物工場及び商業エンターテイメント施設などの、保留地処分を大量に見込める事業化の提案がありました。

平成24年度は、提案された内容についての保留地購入者から見ての課題や準備委

員会（権利者）から見ての課題を検討し、土地区画整理事業の中でこの提案の事業が成り立つかどうかの検証を行っております。具体的な事業の内容でございますが、準備委員会の運営や権利者の合意形成といたしまして、9回の準備委員会の開催や2回の準備委員会たよりの発行等を行いました。さらに、事業化の実現に向け、事業協力者より提案のありました植物工場（日本国土株式会社）、エンターテイメント施設（清水建設株式会社）につきまして、土地区画整理事業として成立するのか具体的な検証を行っております。また、このほかに、企業リサーチ等の結果を基にいたしまして、UR都市機構の所有地の活用や段階施行、分割施行の可能性を軸として区画整理事業の事業化の検討を行っております。

特に植物工場に関しましては、植物工場及び関係企業の情報を把握するため NPO 植物工場会員の方々、千葉大学植物工場コンソーシアム関係者の方々、NPO 植物工場研究会の勉強会参加者等の方々に対しまして、印旛中央土地区画整理事業に植物工場を取入れるための情報収集等のアンケートを、柏市にございます NPO 植物工場研究会にお願いして実施しております。

アンケート調査の結果ですが、太陽光型植物工場、関連事業を合わせて希望面積 12～14 ha を検討しているとの回答が得られましたが、購入金額が安いという結果でした。また、2次・3次産業などの関連企業からは回答がなかったような状況です。

これらの結果につきましては、植物工場の運営につきましては、生産コストを削減することが課題となっておりますことから、植物工場としての採算性が合う土地購入価格のベースとして考えられる価格ではないかと思っております。

しかし、土地区画整理事業では、公共用地（道路や公園等）を整備することで土地の利用増進を図りますので、整備費は土地を売却することで賄うことから相応の価格が設定されますので、この価格の差が課題となっております。このようなことから、植物工場の提案をしていただきました、日本国土開発さんから、この結果を受けて、区画整理事業とどのように組み合わせて行くのかの提案が、平成25年5月17日の第29回準備委員会に有りました。提案では、県やURそして市と協力しながら事業成立の為の事業費や減歩率を詰めて行き、事業成立のための事業計画（案）を作成して行くという提案でした。

また、清水建設株式会社からの提案事業であります商業エンターテイメント施設につきましては、成田空港に近いという立地特性を生かした、海外からの観光客を呼び込める施設といたしまして、日本の文化の紹介と様々な職人を集めた問屋街とその職人の住宅の提案がありました。しかし、区画整理事業との融合で考えますと、保留地購入者と結び付けることは難しい提案ではないかと考えられます。

このようなことから、今年度、提案された内容等が事業収入の確保、保留地購入者の確保につながるものか、事業の方向性を判断するための検討結果の取りまとめを行うと共に、検討結果に対します地権者の意向確認や全体会の開催を予定しております。なお、植物工場を取入れることにより事業化が出来たとしますと、事業認可の申請は、平成28年度を予定しております。

説明は以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質問等ございますか。

委員 この事業は補助金で交付すべき事業なのだろうか。つまり、負担金や委託費など別の支出項目でやれないのかどうか、ということです。補助金という手法を使った理由というのを伺いたいと思います。

担当課 この事業につきましては、先ほどからご説明させていただいているとおり組合施工の区画整理事業ということになっておりますので、事業主体はあくまで地権者であり、その方々が方向性を出して、それに対して促進していくという立場をとっております。先ほど委員が仰ったように負担金や委託費等で支出いたしますと事業主体が市ということになることから、補助金として支出しているものでございます。

委員 支出することは良いと思うが、協定に基づいてURと折半して費用負担しているということですから、市の要綱ではなく協定書に基づいて支出しているわけですから、負担金という手法でも良かったのではないかと思うのですが。

担当課 この事業の始まりはURとの協定に基づき始まったものですが、市村合併を行ったときに、印旛中央土地区画整理組合設立準備委員会補助金交付要綱を制定いたしましたので、その要綱に基づき補助金を交付しております。

委員 補助金にしたという経緯はわからないのでしょうか。

事務局 補助金は一般的には相手方の行う事業や事務に対して、これを助成するため或いは奨励するために、財政的な援助として市が相当する反対給付を受けないで相手方に対し給付するものでございます。印旛中央土地区画整理事業につきましては、事業実施主体はあくまで地権者の方々でございますので、市に実施主体がない以上、市として支出できうる費目が補助金ということでございます。

委員 終期の見通しについてですが、事前質問に対する回答はいただいているのですが、今後具体的にどうなっていくのかという部分を伺いたい。

担当課 補助金が終了となる時期ですが、これにつきましては要綱第3条に規定されており、準備委員会と業務代行者が基本協定を締結するまでの間となっております。ですので現在の予定では平成28年度に準備委員会と業務代行者が基本協定を締結するスケジュールで進んでおりますので、平成28年度をもって終了予定でございます。

委員 今後の費用総額として95,145千円とあるが、この費用内訳はどのようなものなのか。

担当課 今後の費用ですが、まず業務代行者と基本協定を締結するためには、区画整理事業という事業に対しまして認可を取らなければ基本協定が締結できませんので、事業認可図書の作成費用が非常に大きな部分を占めております。現在の予定ですと事業認可の設計図書作成を平成27年に予定しております。事業認可取得に約60,000千円の費用が必要と見込まれております。認可にかかる測量業務や調査設計業務、街区設定の場合の想定換地の作成等の費用となります。

委員 補助金というのは、基本的には全市民にある程度共通なものがある、かつ自分たちの自主財源で活動すべきもので、それだと不足するから行政として援助するというような趣旨ですよね。その効果は、基本的には市民全員に及ぶべきという論理がないと、補助金という性格に合致しないのではないかと思います。質問にも書いたように、基本的には地権者のための事業ですよね。市としてそういった事業に対し補助を行おうと決めたのであれば、市の事業だと思うのです。ですから、補助金という費目にはならないのではないかと思います。この事業について地権者は一銭も負担せずに、市とURの補助金だけでコンサルが仕事を請け負っているのですか

担当課 設計業務等につきましては、コンサルが行っております。事務局については市が行っており、また準備委員会から技術的援助申請がされていることから、報告書作成の過程等が良いのか悪いのかのチェックを行っております。

委員 準備委員会にはこの事業に関する専門家はいらっしゃるのですか。

担当課 専門家の方はいらっしゃいません。

委員 それではコンサルが作成した成果品について、準備委員会では判断できない、実際は市とURに専門家がいて評価をされているということでしょうか。

担当課 市とURで評価を行っております。

委員 市とURで50%ずつの費用負担となっているが、積算については市が行っているのか、それともURが行っているのか。

担当課 補助金額を確定する前に、業者に見積もりを提示させ、その見積もりを市とURとで公共積算の基準というものがございますので、その基準に基づいてチェックしております。

委員長 URと市が折半しているということですのでけれども、事務局を印西市が行っているのでしょうか。

担当課 URと印西市双方が事務局として参加しております。

委員長 この事業を進めて、土地購入者が存在しない場合にはどのようなようになるのでしょうか。

担当課 この会議についてはあくまで準備委員会となりますので、そのような状態になった場合の最終決定は地権者の皆様の判断によります。

委員 基本協定を締結する予定が平成28年度ということですが、仮に平成28年度に締結されないということになると補助金はどのような取扱いになるのでしょうか。先ほどの植物工場がうまくいかなかった場合にどうなるのか。

担当課 仮にできないということになりますと、この事業については終了になるのかなと思いますが、地権者の意向が非常に大切になってまいりますので、他の方法を模索することになるかと思えます。この要綱についても、区画整理事業に対する補助ということで制定しておりますので、他の方法が区画整理事業ではないということになれば、当然この補助金は終了ということになります。

委員 区画整理事業として継続する限り、業務代行者が現れるまではこの補助金は継続するということですか。

担当課 基本的にはそうなります。

委員長 先ほどから委員の皆様も腑に落ちない点があるのは、高度経済成長期バブルの時代とは違い、土地の価値が対して上昇しない時代にあって、準備委員会に対し終期設定もなく土地区画整理事業に対する補助を継続するという点で、その事業にどのくらいの実現可能性があるのかというところを懸念しているのだろうと感じています。高額な補助金を毎年交付している以上は、どこかでこの事業に対し見切りをつける必要があるのではないかと思うのですが、その点については如何ですか。

担当課 この区画整理事業については、かなり規模の大きいものと認識しており、規模が大きいということは処分する土地も多いということで、今の時代その土地がすべて処分できるかというのは懸念材料ではあると思います。関係者の中には、場合によっては段階施工や、工区自体の縮小も検討しなければいけない考えの方もいらっしゃるということを聞いております。どこかで結果を出す必要はもちろんあると考えておりますが、実施主体は地権者の皆様であることから、行政サイドからこの事業についての実現可能性について言及することは難しい状況でございます。

委員長 これでは印旛中央土地区画整理事業補助金のヒアリングを終わりたいと思います。ありがとうございました。

それでは、都市整備課所管の印旛中央土地区画整理事業補助金について、委員会としての今後の方向性を決定したいと思います。委員の皆様の見解を伺いたいと思います。

委員 私は、この事業については補助金という性格ではないと感じますので、補助金としては廃止の方向で良いのではないかと思います。

委員 私も、補助金としては廃止で良いのではないかと考えます。

委員 私は、補助金としての判断はできないと考えます。

委員 私も、補助金としての判断はできないと考えます。

委員長 私としては、普通の補助金であれば必ず終期が設定されていて、終期が来たらさらに延長するのか、終了するのかといった議論をするためにスクリーニングを行うはずなのですが、この補助金にはそれがない。確かにこの補助金については印西市だけでは決められないところもありますが、それでも終期は設定すべきであろうと考えます。終期を設定したうえで、現状維持か見直しかなどを決めるべきで、延々と言われるがままに補助金の交付を続けなければならないのが問題です。

委員長 それでは、委員会の意見としましては補助金としての判断はできないという委員が2名、補助金としては廃止が2名いらっしゃいますので、廃止と補助金としては判断できないという内容を両論併記という形にさせていただきます。私の先ほどの意見は少数意見として記載させていただきます。

委員長 それでは、本日のヒアリングはすべて終了しましたので、以上で第2回補助金等評価委員会を終了します。ご協力ありがとうございました。

平成25年8月19日に行われた第2回印西市補助金等評価委員会の会議録は、事実と相違ないので、これを承認する。

会議録署名委員 藤澤 進

会議録署名委員 岡田 千枝